学校感染症の種類と出席停止期間の基準

＜感染症の種類＞……学校保健安全法施行規則第１８条　　R6.4

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

＜出席停止期間の基準＞

疾病		八尾市立学校での取り扱い（八尾市医師会と調整済）	学校保健安全法施行規則第１９条での取り扱い
第一種　※出席停止		治癒するまで。	左に同様
第二種　※出席停止	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（ただし幼児（幼稚園児）においては3日）を経過するまで。	
	百日咳様疾患	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻しん	解熱後3日を経過するまで。	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風しん	発しんが消失するまで。	
	水痘	すべての発しんが、か皮化するまで。	
	咽頭結膜熱	主要症状消退後２日を経過するまで。	
	新型コロナウイルス感染症	有症状の場合、発熱した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の場合、検体採取日から5日を経過するまで。　※注１	
	結核	主治医の判断による。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。	
第三種　※出席停止	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎		病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで。
第三種のうち「その他の感染症」の主なもの	溶連菌感染症	熱が下がり、有効な抗生物質を１～２日間内服できてから。	病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで。 ※「その他の感染症」欄の病名は、発生数の多いものの例示です。法規に明記されている病名とは異なり、必ず出席停止措置を取らなければならないものではありません（出席停止とすることができる）ので、状況によりご判断ください。
	手足口病　※注２	発熱、食欲不振、頭痛、吐き気等がないとき。	
	伝染性紅斑（りんご病）※注２	合併症（関節炎、貧血、脳症等）がなく元気なとき。	
	ヘルパンギーナ	熱が下がり、食事も充分にできて元気なとき。	
	マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態の良いとき。	
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態の良いとき。	
	ＲＳウィルス感染症	重篤な呼吸症状が消失し、全身状態が良好であること。	
	突発性発しん	熱が下がって元気なとき。	
	伝染性膿かしん（とびひ）※注３	発しんが乾燥し、ガーゼで覆えるようになってから。	

※注１ 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
※注２ 発しんが残っているためだけの理由で登校が禁止されることはありません。
※注３ 接触することにより感染します。登校が許可されてもプール、水遊びは治るまで控えてください。
その他の感染症についても主治医にご相談ください。